



2024年 ディスクロージャー誌

DISCLOSURE 2024

証券界にいるあなたのための信用組合です。

東京証券信用組合



ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

当信用組合の現況(令和5年度第69期)をとりまとめましたので、ご高覧賜わりたいと存じます。

当信用組合は、昭和30年、証券会社各社および東京証券取引所、日本証券業協会、日本証券金融により、相互扶助の精神に基づき、証券業界の総意をもって設立されて以降、証券業務にかかわる金融円滑化に努めて参りました。

コロナ禍の収束とともに社会経済活動が正常化に向けて動き出す一方、円安や物価上昇がもたらす国内経済への悪影響、さらに世界に目を転じれば地政学的リスクの高まりなど、金融機関を取り巻く環境には引き続き不透明かつ厳しいものがあります。今後も健全経営に徹するとともに、預金、貸出、資金決済などの各種金融業務において、他の金融機関にはない当信用組合ならではのサービスが提供できるよう努め、証券業界を基盤とする唯一の信用組合として、証券業界の発展に寄与し、その使命を果たして参る所存でございます。今後ともより一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

東京証券信用組合
理事長／八尾 和夫



令和5年度 経営環境・事業概況

●金融経済環境

当期のわが国経済は、コロナ禍の収束とともに社会経済活動が正常化に向けて動き出す一方、円安や資源高を映し国内物価がじりじり上昇する中、企業の賃上げムードが高まるなど、30年続いたデフレ状況を脱し、物価と賃金の好循環を目指し経済活動が活性化する兆しを見せています。もっとも、実質賃金の伸びがマイナスの状況が続く下で個人消費の回復テンポは鈍く、設備投資も引続き盛り上がりや欠く中で、少子高齢化への対応などの構造問題を抱え、わが国経済が解決すべき課題はまだ多く残されている状況にあります。

この間、金融面においては、植田日銀新総裁のもと、YCCの実質的撤廃からマイナス金利政策の解除へと、ようやく10年続いた異次元緩和から脱し、金利機能の復活など大規模緩和がもたらした副作用の是正を進めながら「金利のある世界」での金融活動の正常化に向け、一歩ずつ前進しつつあります。しかしながら、米国をはじめとする先進国のインフレの先行きや地政学リスクなど不透明な内外情勢が内外金利差にどのような影響をもたらすか、なお予断を許さない状況が続いています。

●預金・貸出の状況

預金については、証券会社の分別管理に係る「顧客分別金」の預入ニーズが引き続き旺盛なことに応え、証券業域の信用組合としての役割を果たすべく、可能な限り預金を受け入れた結果、譲渡性預金を含む期末残高は1,074億6,600万円と、前年比17億3,600万円(+1.6%)増加、期中平均残高でも1,061億6,600万円と前年比4,800万円(+0.04%)の微増となりました。

貸出については、主力の証券会社向け融資において、資金使途、返済原資に応じたきめ細かな営業活動の推進に加え、1月以降の株高を背景とした決済資金等のニーズが旺盛となり、期末にかけて残高を伸ばしました。また、個人向け融資においても、一般投資家向け証券担保ローン、ストックオプション融資とも新規先やリピーターによる残高増加、証券業界の役員向け各種個人ローンもコロナ禍明け後の各社支店への営業活動再開により少額ながら残高増加に貢献しました。

この結果、貸出金全体の期末残高は、211億8,200万円と前年比24億4,000万円(+13.0%)増加、期中平均残高も188億1,400万円と前年比5億900万円(+2.7%)の増加となりました。

●業績の状況

収支面をみると、経常収益のうち貸出金利息は2億1,400万円となり、前年比で微増(32万円、+0.1%)にとどまりましたが、これは残高が前年比で伸長した一方で、利回りが低下したことによるものです。

余裕資金については、預け金利息とコールローン利息の合計で1億1,300万円と前年比で100万円(+1.3%)の増加となりました。

有価証券運用面では、金利上昇および地政学リスクの高まりを受け、投資対象は期間3年から5年までの国内事業債と分配金獲得目的によるETFやJリートへの購入にとどまりましたが、保有株式の増配等が寄与し、有価証券利息配当金は、1億6,700万円と前年比で500万円(+3.1%)増加しました。

その他の受入利息として3,900万円を計上していますが、これは全信組連向け出資金に対する受取配当金に加え、当期も日本銀行による「地域金融強化のための特別当座預金制度」における経費率(OHR)の改善条件をクリアしたことから、特別付利利息分を全信組連経由で受け取ったことによるものです。

なお、その他経常収益として2,800万円を計上していますが、これは株式とETFの売却益です。この結果、収入の総合計、経常収益は5億7,000万円となり、前年比では600万円(+1.1%)増加しました。

他方、経常費用については、譲渡性預金を含めた預金の支払利息は合計で6,200万円と前年比で微増(61万円、+0.9%)、人件費、物件費の経費関係は職員の処遇改善や中途採用による即戦力人材の確保に努めた結果、3億3,400万円と前年比1,400万円(+4.6%)の支出増となりました。

なお、その他経常費用として、700万円を計上していますが、これは期末の貸出金残高増加に伴うフロアルール(総与信の1,000分の3)による貸倒引当金繰入額であります。

この結果、経常費用合計では4億1,900万円となり、前年比で微増(53万円、+0.1%)となりました。

以上の結果、経常利益および税引前当期純利益とも1億5,000万円、これに法人税等および同調整額を加減算した当期純利益は1億1,000万円を計上することができました。

●事業の展望および当信用組合が対処すべき課題

令和6年度については、賃金と物価の好循環の実現やマイルドな金利上昇が期待される反面、円安の一段の進行、米国のインフレ再燃と大統領選の行方、中国経済の下振れや地政学リスクの高まり等がリスク要因として挙げられます。

こうした中、当信用組合ではこの4月から第4次中期経営計画がスタートします。新中計においては、金利の正常化が進む過程において、ビジネスモデルやALMに与える影響等に注視しつつ、迅速かつ柔軟な対応により顧客ニーズに応じていく必要があるほか、最大の経営資源である「人」への投資をさらに工夫しながら進めることとしております。

お陰様で当信用組合は来年5月に創業70周年を迎えますが、70周年を通過点として捉え、証券界のための信用組合としての役割を一層果たして参る所存です。そのためには、足元を固めるだけでなく、中長期的な展望に立ち、「営業基盤の拡充」や「スタートアップ企業へのサポート」など将来を見据えた施策も実施して参ります。

今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

事業方針

●経営理念

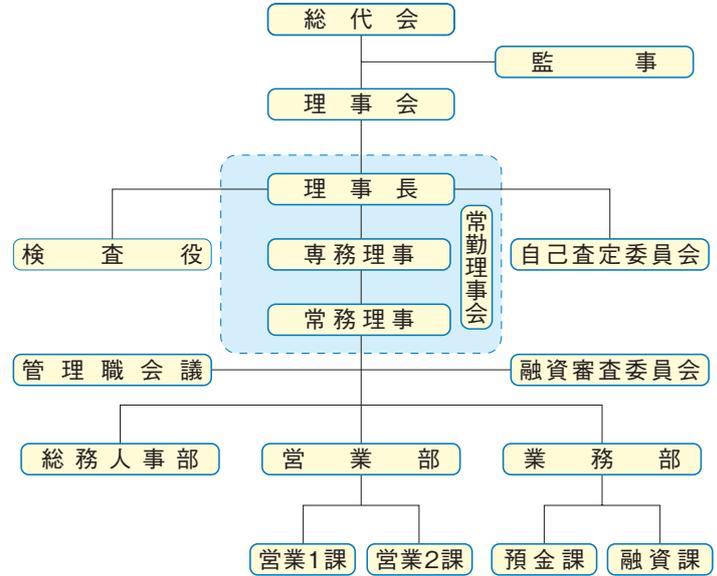
協同組織金融機関である「信用組合」の基本理念に基づき、「証券業界の発展に資する信用組合」を目指します。

●経営方針

健全経営に徹するとともに、証券業界の金融機関として業界のニーズに応え、業界が必要とする業務を遂行するため、組織一丸となった営業活動の展開と、それを可能にする強固で付加価値の高い組織力を構築します。

事業の組織

(令和6年7月1日現在)



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和6年7月1日現在)

- 理事長／八尾 和夫(日本銀行出身)
- 専務理事／竹澤 秀樹(日本銀行出身)
- 常務理事／宮下 聡史(株式会社東京証券取引所出身)
- 常務理事／武川 学(職員出身)
- 理事／桑原 理哲(東洋証券株式会社 特別顧問)
- 理事／後藤 匡洋(野村証券株式会社 代表取締役副社長)
- 理事／小林 英三(日本証券金融株式会社 執行役会長)
- 理事／小林 克徳(水戸証券株式会社 代表取締役社長)
- 理事／廣田 元孝(広田証券株式会社 代表取締役会長)
- 理事／山口 隆弘(山和証券株式会社 代表取締役社長)
- 常勤監事／本原 明生(日本証券金融株式会社 出身)
- 監事／小林 正浩(明和証券株式会社 代表取締役社長)

注)当信用組合は、証券業界を代表する理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和30年5月4日／東京証券取引所、日本証券業協会、日本証券金融および証券各社の協同により設立
- 昭和30年6月10日／東京証券取引所内において営業開始
- 昭和40年7月1日／中央区日本橋兜町1-3に移転
- 平成9年3月24日／中央区日本橋兜町7-2に移転
- 平成26年9月16日／中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館3階に移転

組合員の推移

(単位:人)

区分	令和4年度末	令和5年度末
個人	1,858	1,885
法人	176	171
合計	2,034	2,056

総代会について

総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員との相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

なお、200名を超える組合員を有する信用組合は、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより総会に代わる「総代会」を設けることができ、当信用組合をはじめ多くの信用組合が総代会を採用しております。総代会は信用組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、信用組合の重要事項に関する審議、決議が行われております。

総代の選出方法、任期、定数等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

・総代の選出方法

各選挙区の組合員の中から、立候補及び推薦を受けた方が、総代選挙規程に基づき選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者とし、選挙は行いません。

・総代の任期

総代の任期は、3年となっております。

・総代の定数

総代の定数は、定款において100人以上125人以内と定めており、令和6年3月31日現在113人となっております。

総代会の決議事項等の議事概要

第69期通常組合員総代会が、令和6年6月18日16時00分より、東京証券会館9階会議室で開催されました。当日は総代113名のうち、出席46名、委任状による代理出席46名、合計92名のもと、次の事項を付議いたしました。

報告事項

第69期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業報告の件

決議事項

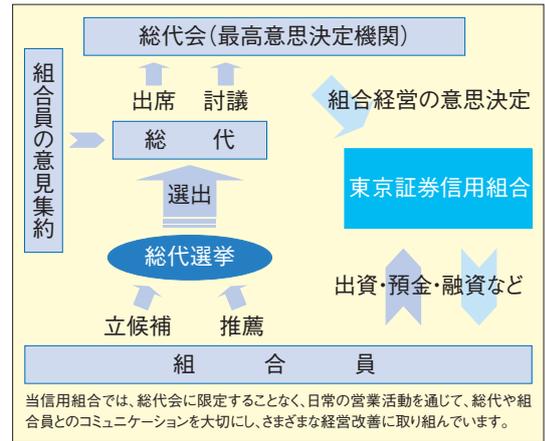
第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第69期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案承認の件

第3号議案 第70期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業計画および収支予算案承認の件

第4号議案 役員任期満了による改選の件

以上の各号議案につきましては、いずれも原案どおり、承認可決されました。



監査法人による監査

次頁以降に記載されております、当信用組合の財務諸表「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書」は、太陽有限責任監査法人による外部監査を受け、会計に関する部分はすべて法令に適合し正しく示されている、との証明をいただいております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当信用組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月19日

東京証券信用組合
理事長 八尾 和夫

東京証券信用組合のお客様本位の業務運営についての基本方針

当信用組合は、出資者であり、お客様でもある証券業界の発展に貢献することが、唯一最大の使命であると認識しております。

当信用組合では「お客様本位の業務運営についての基本方針」を策定し、役職員一人一人がこの方針を理解し、お客様本位は業務運営の原点、出発点であることを常に念頭に置き業務に取り組んで参ります。

1. 当信用組合は、投資信託や保険等の金融商品の販売は取り扱わず、預金・内国為替・融資業務に特化しております。

● 預金に関しましては、経営の効率化に努め、出来る限りお客様に有利な商品を提供できるよう努めます。

● 内国為替はお客様の要望に応じ訪問対応も行います。

● 融資につきましては、お客様の資金ニーズ等に応じた柔軟性のあるオーダーメイド型融資を提案致します。

2. 当信用組合は、お客様への訪問頻度を高め、お客様とのコミュニケーションを密にすることにより、お客様への迅速・的確な情報提供に努めるとともに、お客様に満足いただける良質な金融サービスの提供を追求し続けます。

3. 当信用組合は、お客様本位の業務運営方針の徹底を図るため、従業員に対し平素の業務を通じてのモチベーション強化に加え、研修や勉強会、各種資格取得等の奨励制度も通じて人材育成に努めて参ります。

独立監査人の監査報告書		令和6年5月24日
東京証券信用組合 理事会 御中	太陽有限責任監査法人 監事 橋本 隆 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 河島 啓太	
<計算書類等監査>		
当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき監査に準じて、東京証券信用組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第69期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、貸借対照表、損益計算書及び収支予算案(以下「計算書類等」といふ)について監査を行った。		
当監査法人は、上記の計算書類等が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を形成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象はその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
計算書類等の監査は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われ、その他の記載内容が適正に表示されていることを確認し、適正な監査意見を出す。また、そのような重要な事項以外にその他の記載内容に重要な事項があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な事項があるかどうかを判断し、その事実を報告することになっている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		
計算書類等に対する経営者及び監事の責任		
経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない「計算書類等」を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することを含む。		
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。		
計算書類等の監査における監査人の責任		
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集約すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与え、かつ合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。		
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、監査の過程を通じて、職業的専門家を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。		
計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。		
監査人は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して行われ、その他の記載内容に重要な事項があるかどうかを評価し、その事実を報告することになっている。		
計算書類等の表示及び記述事項が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する記述事項を含めた計算書類等の表示、組成及び内容、並びに計算書類等が構成する協同組合の事業年度の財務状況を示しているかどうかを評価する。		
監査人は、監査に際して、開示した監査の範囲とその実施時期、監査の過程を通じて識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。		
監査人は、監査に際して、監査報告について我が国における職業的倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与え、かつ合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を行っている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合についての内容について報告を行う。		
<剰余金処分案に対する意見>		
剰余金処分案は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき監査に準じて、東京証券信用組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第69期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。		
当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。		
剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任		
経営者の責任は、法令及び定款に準拠して剰余金処分案を作成することにある。		
監事の責任は、剰余金処分案内における理事の職務の執行を監視することにある。		
剰余金処分案に対する監査人の責任		
監査人の責任は、剰余金処分案の法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。		
監査人は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式会社及び関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 動産 5年～8年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要償却先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んでおり、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。これにより算出された予想損失額、又は総与信額に税法基準に基づく法定繰入率(1,000分の3)を乗じることにより算出した額のうちのいずれか大きい額に将来見込み等必要な修正を加えた額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、貸出金等の第一次査定は業務部融資課、有価証券等その他の資産の第一次査定は総務人事部が実施し、第二次査定は自己査定委員会において資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を引当てしております。
- 当信用組合は、簡易課税先であり消費税の金額自体大きくなく、経理上の重要性は乏しいことから消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

12. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当信用組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当信用組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金および系統金融機関を中心とする預け金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、為替の変動リスクを伴う外貨建有価証券については、保有しておりません。一方、金融負債は主としてお客様からの預金(譲渡性預金含む)であり、流動性リスクに晒されております。

当信用組合ではヘッジ手段として金利スワップ取引等のデリバティブ取引は行っておりません。当信用組合はヘッジ手段として金利スワップ取引等のデリバティブ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当信用組合は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、業務部融資課により行われ、定期的に経営陣に報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務人事部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当信用組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会にて、方針・実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務人事部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会において定期的に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当信用組合は、為替の変動リスクを伴う金融商品を保有しておりません。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。このうち、総務人事部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、総務人事部を通じて、理事会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

当信用組合はデリバティブ取引を行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当信用組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「コールローン」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」であります。当信用組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規程に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価(または経済価値)の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価(または経済価値)は、1,022百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当信用組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用している

ため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

13. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	76,888	76,911	23
(2) コールローン	800	800	0
(3) 有価証券	—	—	—
	満期保有目的の債券	—	—
	その他有価証券	13,515	—
(4) 貸出金(*1)	21,182	13,515	—
	貸倒引当金(*2)	△63	—
	21,119	20,784	△334
金融資産計	112,323	112,012	△310
(1) 預金積金	89,716	89,717	△1
(2) 譲渡性預金	17,750	17,750	0
金融負債計	107,466	107,468	△1

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン

コールローンは、残存期間に基づく区分ごとに、新規に系統預け金(定期性)を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式、投資信託は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、14から17に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ①以外、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(国債スポットレート)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に譲渡性預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	1
全信組連出資金	285
合 計	286

非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

14. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- 満期保有目的に区分した有価証券はありません。
- 子会社・子法人等株式会社及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。
- その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

株 式	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
債 券	2,334,950千円	341,775千円	1,993,174千円
債 権	1,306,260	1,300,000	6,260
国 債	—	—	—
社 債	1,306,260	1,300,000	6,260
外 国 証 券	—	—	—
投 資 信 託	—	—	—
小 計	3,641,210	1,641,775	1,999,434

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

株 式	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
債 権	— 千円	— 千円	— 千円
債 券	8,926,060	9,194,200	△268,140
国 債	1,319,550	1,494,200	△174,650
社 債	7,606,510	7,700,000	△93,490
外 国 証 券	198,150	200,000	△1,850
投 資 信 託	750,453	871,118	△120,665
小 計	9,874,663	10,265,318	△390,655
合 計	13,515,873	11,907,094	1,608,779

15. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

16. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
472,287千円	29,910千円	— 千円

17. その他有価証券のうち満期がある債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

債 券	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
国 債	300,010千円	3,983,080千円	677,200千円	4,474,780千円
社 債	—	—	97,650	1,221,900
外 国 証 券	300,010	3,983,080	579,550	3,252,880
合 計	300,010	4,181,230	677,200	4,474,780

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	564,025	570,621
資金運用収益	526,962	534,453
貸出金利息	213,818	214,139
預け金利息	110,649	112,179
買入手形利息	—	—
コールローン利息	1,199	1,210
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	162,203	167,244
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	39,091	39,678
役務取引等収益	7,154	6,131
受入為替手数料	6,942	5,941
その他の役務収益	212	190
その他業務収益	28,519	1,349
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	28,341	1,223
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	177	126
その他経常収益	1,389	28,687
貸倒引当金戻入益	1,389	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	—	28,687
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	—	—
経常費用	419,459	419,995
資金調達費用	61,424	62,330
預金利息	44,820	47,000
給付補填備金繰入額	23	23
譲渡性預金利息	16,299	14,700
借入金利息	△289	1
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマースクーポン利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	570	604
役務取引等費用	12,353	15,832
支払為替手数料	1,540	1,374
その他の役務費用	10,812	14,458
その他業務費用	26,163	231
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	26,163	231
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	0
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	—
経費	319,514	334,277
人件費	208,337	225,175
物件費	111,028	108,898
税金	149	203
その他経常費用	2	7,323
貸倒引当金繰入額	—	7,323
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	0
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	2	0
経常利益	144,565	150,625

科 目	令和4年度	令和5年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	144,565	150,625
法人税、住民税及び事業税	38,810	43,841
法人税等調整額	△2,194	△4,039
法人税等合計	36,616	39,801
当期純利益	107,949	110,824
繰越金(当期首残高)	452,109	543,914
当期末処分剰余金	560,059	654,738

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 329円7銭

▶貸借対照表の注記・前ページより

- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	百万円
危険債権額	—	百万円
三月以上延滞債権額	—	百万円
貸出条件緩和債権額	—	百万円
合計額	—	百万円

 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、296,365千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが296,365千円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当信用組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当信用組合が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当信用組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 85,696千円
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。
- 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	47,972千円
役員退職慰労引当金	21,624
その他	6,602
繰延税金資産小計	76,198
評価性引当額小計	△21,624
繰延税金資産合計	54,574
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	450,458
繰延税金負債合計	450,458
繰延税金負債の純額	395,883
- 内国為替取扱保証等のために、預け金9,311,420千円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額 13,825円71銭

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	560,059	654,738
積立金取崩額	—	—
剰余金処分量	16,144	31,247
利益準備金	3,029	17,730
普通出資に対する配当金	13,115	13,517
	(年4.00%の割合)	(年4.00%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	543,914	623,490

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	208,337	225,175
報酬給料手当	163,613	173,144
退職給付費用	8,911	13,675
そ の 他	35,811	38,356
物 件 費	111,028	108,898
事務費	44,249	41,989
固定資産費	45,837	45,781
事業費	13,357	14,440
人事厚生費	1,591	795
有形固定資産償却	2,348	2,486
無形固定資産償却	—	—
そ の 他	3,643	3,404
税 金	149	203
経 費 合 計	319,514	334,277

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	526,962	534,453
資金調達費用	61,424	62,330
資金運用収支	465,537	472,122
役員取引等収益	7,154	6,131
役員取引等費用	12,353	15,832
役員取引等収支	△5,199	△9,701
その他業務収益	28,519	1,349
その他業務費用	26,163	231
その他の業務収支	2,355	1,118
業務粗利益	462,694	463,539
業務粗利益率	0.42 %	0.42 %
業務純益	143,179	129,261
実質業務純益	143,179	136,584
コア業務純益	141,001	135,592
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	141,001	135,592

役員取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役員取引等収益	7,154	6,131
受入為替手数料	6,942	5,941
その他の受入手数料	212	190
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	12,353	15,832
支払為替手数料	1,540	1,374
その他の支払手数料	10,812	14,458
その他の役員取引等費用	—	—

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	15,163	7,491
支払利息の増減	785	905

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益



自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	3,501,068	3,616,104
うち、出資金及び資本剰余金の額	328,577	346,307
うち、利益剰余金の額	3,185,607	3,283,315
うち、外部流出予定額(△)	13,115	13,517
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	56,249	63,572
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	56,249	63,572
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,557,317	3,679,676
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	455	455
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	455	455
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	455	455
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	3,556,861	3,679,220
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	32,780,131	33,463,866
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	839,015	890,092
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	33,619,146	34,353,958
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.58%	10.70%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当信用組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	566	687	529	564	570
経常利益	107	73	123	144	150
当期純利益	67	108	88	107	110
預金積金残高	83,064	88,429	86,615	84,980	89,716
譲渡性預金残高	14,350	17,350	20,750	20,750	17,750
預金合計残高	97,414	105,779	107,365	105,730	107,466
貸出金残高	16,195	17,408	19,205	18,742	21,182
有価証券残高	12,282	10,343	13,084	12,444	13,516
総資産額	101,701	111,251	112,726	110,037	113,035
純資産額	3,775	4,199	4,105	3,867	4,787
自己資本比率(単体)	10.37 %	10.53 %	10.02 %	10.58 %	10.70 %
出資総額	321	321	325	328	346
出資総口数	321,527 □	321,438 □	325,548 □	328,577 □	346,307 □
出資に対する配当金	9,645 千円	9,642 千円	12,929 千円	13,115 千円	13,517 千円
職員数	20 人	18 人	19 人	18 人	17 人

(注)1残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	令和4年度	109,768 百万円	526,962 千円	0.5 %	
	令和5年度	109,729	534,453	0.5	
	うち	令和4年度	18,305	213,818	1.2
	貸出金	令和5年度	18,814	214,139	1.1
	うち	令和4年度	78,148	110,649	0.1
	預け金	令和5年度	77,944	112,179	0.1
	うち	令和4年度	12,229	162,203	1.3
	有価証券	令和5年度	11,885	167,244	1.4
	資金調達勘定	令和4年度	106,456	61,424	0.1
	令和5年度	106,215	62,330	0.1	
うち	令和4年度	85,368	44,843	0.1	
預金積金	令和5年度	87,465	47,046	0.1	
うち	令和4年度	20,750	16,299	0.1	
譲渡性預金	令和5年度	18,700	14,700	0.1	
うち	令和4年度	292	△289	△0.1	
借入金	令和5年度	1	0	0.2	

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度、令和4年度とも該当なし)を、資金調達勘定は金銭信託等運用見合額の平均残高(令和5年度、令和4年度とも該当なし)を、それぞれ控除して表示しております。

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	28	1
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	0	0
その他業務収益合計	28	1

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
1店舗当りの預金残高	105,730	107,466
1店舗当りの貸出金残高	18,742	21,182

(注)預金残高には譲渡性預金を含んであります。

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.13	0.14
総資産当期純利益率	0.09	0.10

(注)総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回 (a)	0.48	0.48
資金調達原価率 (b)	0.35	0.35
総資金利鞘 (a-b)	0.13	0.13

(注)1.資金運用利回= $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2.資金調達原価率= $\frac{\text{資金調達費用-金銭的信託運用見合費用+経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度	
預 貸 率	(期 末)	17.72	19.71
	(期中平均)	17.25	17.72
預 証 率	(期 末)	11.77	12.57
	(期中平均)	11.52	11.19

(注)1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2.預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当りの預金残高	5,873	6,321
職員1人当りの貸出金残高	1,041	1,246

(注)預金残高には譲渡性預金を含んであります。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,159	334	825	2,334	341	1,993
	債 券	1,808	1,800	8	1,306	1,300	6
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,808	1,800	8	1,306	1,300	6
	そ の 他	201	198	2	—	—	—
	小 計	3,168	2,332	836	3,641	1,641	1,999
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	7,672	7,896	△223	8,926	9,194	△268
	国 債	1,288	1,396	△107	1,319	1,494	△174
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,383	6,500	△116	7,606	7,700	△93
	そ の 他	1,602	1,724	△121	948	1,071	△122
	小 計	9,274	9,620	△345	9,874	10,265	△390
合 計		12,443	11,953	490	13,515	11,907	1,608

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	1	1
全 信 組 連 出 資 金	285	285
組 合 出 資 金	—	—
合 計	286	286

(注) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

経理・経営内容

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	15,027	14.2	13,207	12.5
定期性預金	70,333	66.3	74,250	69.9
譲渡性預金	20,750	19.5	18,700	17.6
その他の預金	7	0.0	7	0.0
合 計	106,118	100.0	106,166	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	915	0.9	812	0.8
法人	104,815	99.1	106,654	99.2
一般法人	17,815	16.8	17,454	16.2
金融機関	87,000	82.3	89,200	83.0
公 金	—	—	—	—
合 計	105,730	100.0	107,466	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和4年度末	令和5年度末
財形貯蓄残高	—	—

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利定期預金	70,613	74,152
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	70,613	74,152

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手形貸付	11,109	60.7	11,546	61.4
証書貸付	5,113	27.9	5,163	27.4
当座貸越	2,083	11.4	2,104	11.2
割引手形	—	—	—	—
合 計	18,305	100.0	18,814	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,395	11.4	1,455	12.2
地 方 債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	8,333	68.1	8,709	73.3
株 式	337	2.8	343	2.9
外国証券	1,136	9.3	509	4.3
その他の証券	1,026	8.4	867	7.3
合 計	12,229	100.0	11,885	100.0

(注)当信用組合は、商品有価証券を保有していません。

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
地 方 債	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
短期社債	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
社 債	令和4年度末 令和5年度末	300 300	2,700 4,000	700 600	3,900 3,300
株 式	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
外国証券	令和4年度末 令和5年度末	800 —	200 200	— —	— —
その他の証券	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	令和4年度末 令和5年度末	1,100 300	2,900 4,200	700 697	5,296 4,696

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
有 価 証 券	令和4年度末 令和5年度末	3,928 4,309	21.0 20.3	
動 産	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	
不 動 産	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	
そ の 他	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	
小 計	令和4年度末 令和5年度末	4,336 4,717	23.2 22.2	
信用保証協会・信用保険	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	
保 証	令和4年度末 令和5年度末	526 541	2.8 2.6	
信 用	令和4年度末 令和5年度末	13,878 15,923	74.0 75.2	
合 計	令和4年度末 令和5年度末	18,742 21,182	100.0 100.0	

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利貸出	5,230	5,324
変動金利貸出	13,511	15,858
合 計	18,742	21,182

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	723	99.0	726	98.9
住宅ローン	7	1.0	7	1.1
合 計	730	100.0	734	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	0	0.0	—	—
金融業、保険業	13,317	71.0	15,357	72.5
不動産業	1,716	9.2	1,609	7.6
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—
その他のサービス	519	2.8	510	2.4
その他の産業	370	2.0	370	1.8
小 計	15,922	85.0	17,847	84.3
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,819	15.0	3,335	15.7
合 計	18,742	100.0	21,182	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	18,742	100.0	21,182	100.0
設備資金	—	—	—	—
合 計	18,742	100.0	21,182	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	56	△1	63	7
個別貸倒引当金	—	—	—	—
貸倒引当金合計	56	△1	63	7

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	—	—	—	—	—	
	令和5年度	—	—	—	—	—	
危険債権	令和4年度	—	—	—	—	—	
	令和5年度	—	—	—	—	—	
要管理債権	令和4年度	—	—	—	—	—	
	令和5年度	—	—	—	—	—	
	三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
		令和5年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和4年度	—	—	—	—	—
		令和5年度	—	—	—	—	—
小計	令和4年度	—	—	—	—	—	
	令和5年度	—	—	—	—	—	
正常債権	令和4年度	18,749					
	令和5年度	21,190					
合計	令和4年度	18,749					
	令和5年度	21,190					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

法令遵守の体制

●法令遵守体制

当信用組合では、法令等遵守態勢の維持・向上を最重要経営課題として位置づけ、コンプライアンス・マニュアルを制定し金融機関としての経営の健全性・業務の適切性の確保に努めております。また、コンプライアンスを推進、実現するために、規定の整備、役職員の研修計画、内部検査の実施計画などを盛り込んだ、コンプライアンス・プログラムを策定し実践しております。さらに、理事長以下全役職員が高い倫理観をもって業務の遂行にあたるよう、倫理規程、行動規程によってコンプライアンスに対する基本方針、行動規範を規定化しているほか、理事長による年頭所感、新年度の経営方針説明、また管理職会議等の機会を利用し、法令等遵守に対する取組み方針・姿勢を明確に示し、業務上遵守すべき法令等の周知徹底を図ることでコンプライアンス経営の実践に努めております。

【コンプライアンスに関する役割】

<p>【理事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・善管注意義務、忠実義務 ・コンプライアンスに関する率先垂範した取組み姿勢 ・コンプライアンス態勢の整備および進捗状況の把握等 	<p>【監事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の職務執行に対する監査 ・業務監査を通じた法令違反・不正行為などの違法な業務執行の抑制・監督 <p>【検査役】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の遵守状況についての検査
<p>【総務人事部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの統括に関する事項 ・コンプライアンスに関する企画・立案・推進・研修・指導および相談への対応 ・コンプライアンス態勢の運営・管理 ・お客様からの苦情等の受付 	<p>【コンプライアンス担当者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに関する文書等の周知徹底 ・部内におけるコンプライアンスに関する相談窓口 ・コンプライアンスに関する事項の取りまとめ、総務人事部への報告 ・お客様からの苦情等への対応

東京証券信用組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当信用組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組を行ってまいります。

- (1) 当信用組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当信用組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当信用組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当信用組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当信用組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警視庁の指導により、当信用組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせていただくとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

報酬体系について

●対象役員

当信用組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当信用組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	67

注1. 対象役員に該当する理事は3名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」54百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当信用組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当信用組合の職員で、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当信用組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はありません。

注1. 退任・退職者を含めて対象職員等の該当者を判定しております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、下記の窓口にお申し出ください。

【東京証券信用組合 総務人事部】

電 話：0120-493-781
 受 付 日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)
 受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、店頭に掲示しておりますポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.tokyosyoken.shinkumi.jp>

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当信用組合総務人事部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)
 受付時間：午前9時～午後5時
 電 話：03-3567-2456

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	東京証券信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	346百万円

(注)当信用組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当信用組合の自己資本は、主に出資金と利益剰余金等により構成されており、自己資本の質は極めて充実しているものと認識しております。なお、当信用組合のコア資本に係る調整項目は、無形固定資産が該当しますが、本項目は少額であるため、自己資本額算定における影響は限定的であります。

自己資本の充実は当信用組合にとって重要であり、年度ごとの事業計画の遂行によって当期純利益を確保し、配当金等の外部流出額を除いた繰越金の積み増しを通じ、内部留保を厚くしていくことを考えております。また、今後の備えとして、資金調達手段の多様化を図る観点から、優先出資の発行に係る定款変更も行ってまいります。

経営内容

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	信用リスクとは、当信用組合の信用与信先の財務内容等の悪化により、資産価値の減少、毀損等により当信用組合が被るリスクのことです。当信用組合では、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程を制定し、与信管理における安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に従い、資産の健全性維持、収益力の向上に資するよう努めております。
管理体制	当信用組合は証券業域組合という特殊な経営環境の中で、証券市場動向の変化によって急ぎ発生する業界特有の決済資金、受渡資金等の資金需要に迅速に対応していく一方で、大口融資先に対する個別ヒアリング等による実態把握に向けた取組みを強化しているほか、担保として受け入れている有価証券の評価についても証券取引所前日終値をもって日々適正な担保評価を行っております。また、審査体制をより強化するためのセクションとして融資審査委員会を設置しており、個々の案件に対して与信先の信用力、担保評価額等を総合的に勘案した審査業務を行なうことで、信用リスク管理態勢の機能強化に努めております。
評価・計測	信用リスクの評価は、融資審査委員会や自己査定結果を基に行っております。当信用組合は、一般的な信用格付モデルによる信用リスクの計量化は実施しておりませんが、証券業域信用組合として長年培った業務・審査ノウハウを融資規定類や「自己査定基準」「償却引当基準」に反映させており、市場動向や相場変動によってリスクが即顕在化する業界特有の信用リスクを的確に把握するよう努めております。
■貸倒引当金の計算基準 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却引当基準」に基づき自己査定結果をもとに算定しております。一般貸倒引当金は、貸倒実績率又は倒産確率に基づき算定された予想損失額に相当する額、又はフロアルール（総与信額の1,000分の3）のうちいずれか大きい額に将来見込等必要な修正を加えた額を計上しております。また、個別貸倒引当金のうち、破綻懸念先については、未保全額のうち必要と認める額を、破綻先・実質破綻先については未保全額全額を計上しております。なお、貸倒引当金の算定および金額は監査法人による検証も受けており、適正な計上に努めております。	
■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、次の4機関を採用しております。 ・株式会社格付投資情報センター (R&I) ・株式会社日本格付研究所 (JCR) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	
■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。	
■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 信用リスク削減手法とは、当信用組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置であり、担保や保証による債権保全のことを言います。但し、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な役割を果たすものであり、お客様の財務状況、経営環境、返済原資、資金使途といった要因が与信業務の基本となっております。当信用組合が取扱う担保は、自組合預金積金、有価証券が主なものであり、保証は人的保証、会社保証のほか信用保証協会や保証会社の保証などがあります。なお、当信用組合とお客様との融資取引において、手形取引約定書または金銭消費貸借契約証書で規定している「期限の利益の喪失」事項に該当した場合は、上記の担保を処分換し融資資金に充当、あるいは保証人に対し保証債務の履行を求めることとなっております。一方、バーゼルⅢ第1の柱で定める信用リスク削減手法とは、当信用組合の抱えるエクスポージャーに対し、標準的手法の簡便法による信用リスクアセットの削減のことをいい、適格担保として自組合預金積金や国債、保証として金融機関および証券会社による保証が該当します。	
■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 該当事項なし	

●証券化エクスポージャーに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	証券化とは、金融機関が保有する貸出債権などの資産を裏付けに証券を発行し、第三者に売却することで金融機関が資産の流動化を図ることを言います。一般的には証券の原資産を保有するオリジネーターと、証券を購入する投資家に分類されます。なお、当信用組合は、証券化取引は行っておりません。
管理体制	該当事項なし
評価・計測	
■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 当信用組合は標準的手法を採用しております。（令和6年3月末現在、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません）	
■証券化取引に関する会計方針 該当事項なし	
■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 該当事項なし	

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムが不適切であることなどにより、当信用組合が損失を被るリスクのことを言います。具体的には正確な事務処理を怠る事務リスク、コンピュータやシステムの誤作動、不正使用によるシステムリスクのほか、誹謗中傷による風評リスク、損害賠償責任を負う法務リスクなどがあります。 当信用組合では、事務リスク管理方針、事務リスク管理規程およびシステムリスク管理方針、システムリスク管理規程をそれぞれ制定し、事務処理の正確性、システムやネットワークの安全性に万全を期すよう努めております。
管理体制	オペレーショナル・リスクの中でも、事務リスクとシステムリスクは、未然防止の観点から次のような対策を講じております。 事務リスク管理の基本は、規定に基づく事務処理を正確に行うことが重要であることから、管理者による日常業務の点検、チェックを日々実施しているほか、検査役による内部検査においても事務処理上の問題点の発見・指摘のみならず、内部管理態勢の評価および改善策の提言まで行い事務リスク低減に向けた取組みに努めております。 システムリスク管理の基本は、ネットワーク環境が完備されていることを踏まえ、各種サーバー設置による一元管理を実施しており、ウイルス対策、アクセス制限、ログ管理を徹底し、管理状況について毎月報告書を作成し、経営陣に報告しております。
評価・計測	オペレーショナル・リスクに関する評価は、検査役による内部検査等を通じて行われ、検査結果や指摘事項を踏まえた改善・対応策を講じ、周知徹底を図ることで、オペレーショナル・リスクの低減に努めております。
<p>■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p> <p>バーゼルⅢで定めるオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法により算出しております。</p> <p>※計算式 【1年間の粗利益×15%の直近3か年の平均値÷8%】</p>	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	出資等エクスポージャーには、上場株式、非上場株式、上部団体への出資金等が該当します。 当信用組合では、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程を制定し、市場性取引に伴う各種リスク（価格変動リスク等）のコントロールと収益力の向上を図るよう努めております。
管理体制	当信用組合では、出資等エクスポージャーに対するリスク管理は、有価証券運用に係る市場リスク管理として認識しており、市場リスク管理規程、余資運用規程、同要領に基づき適切なリスク管理に努めております。 なお、当該取引に係る会計処理につきましては、内部規定である余資運用取扱要領および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき適正に処理しております。
評価・計測	市場リスク管理に関する報告として、有価証券運用状況、評価差額金等を毎月理事会まで報告しております。なお、取引所時価のある株式等は専用端末により時価をリアルタイムで把握しているほか、時価のない非上場株式は、発行体の財務状況や運用報告あるいは配当金実績等を適宜、経営陣に報告し適切なリスク管理に努めております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって当信用組合の保有する資産価値や収益性が変化するリスクのことです。
管理体制	当信用組合では、銀行勘定全体の金利リスク量が自己資本に対し適正に収まるよう、内部規定に基づくリスク管理を行っております。
評価・計測	当信用組合では、資産・負債に一定の金利ショック幅を与えた場合の銀行勘定全体の金利リスク量を四半期ごとに計測し経営陣まで報告しているほか、有価証券については、VaR計測ならびにストレス・テスト(100bpv等)を用いて算定された金利リスク量を毎月理事会まで報告することで、リスク・コントロールに努めております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスクの算定は、バーゼルⅢ第2の柱（IRRBB規制）に基づき以下のとおり算出しております。

- ・計測手法… ΔEVEの計測にあたり、6つの金利シナリオ（上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下）にて計測
- ・通貨…日本円のみ
- ・金利ショック幅…規制で定められた金利ショック（パラレルシフトは100bp）
- ・金利リスク対象資産・負債…資産（預け金、コールローン、国債、社債、外国証券、貸出金） 負債（定期性預金、要求払い預金、譲渡性預金、その他預金）
- ・行動オプション…コア預金は保守的な前提に基づき考慮し（満期年限2.5年に全額コア預金があると想定）、それ以外（定期預金の早期解約等）は考慮しない
- ・リスク計測頻度…四半期ごと

なお、当信用組合は上方パラレルシフトにおいてリスク量が最大となることから、任意の開示項目については、記載を省略します。

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項P.8をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	32,780	1,311	33,463	1,338
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	32,780	1,311	33,463	1,338
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	18,340	733	18,469	738
(iii) 法人等向け	6,246	249	6,147	245
(iv) 中小企業等・個人向け	—	—	—	—
(v) 不動産取得等事業向け	916	36	809	32
(vi) 三月以上延滞等	—	—	—	—
(vii) 出資等	1,258	50	1,213	48
出資等のエクスポージャー	1,258	50	1,213	48
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(viii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,250	90	2,500	100
(ix) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	285	11	285	11
(x) 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	750	30	750	30
(xi) 上記以外	2,733	109	3,288	131
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	839	33	890	35
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	33,619	1,344	34,353	1,374

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「上記以外」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には証券会社向け以外の貸出金、(i)～(x)以外の有価証券、前払費用、未収収益、有形・無形固定資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
			現金、預け金、 その他資産等		貸出金		債券		株式、投資信託、 その他の証券			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	4,000	4,600	—	—	—	—	4,000	4,600	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	300	400	—	—	—	—	300	400	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	800	800	—	—	—	—	800	800	—	—	—	—
情報通信業	300	0	—	—	—	—	300	—	0	0	—	—
運輸業、郵便業	300	300	—	—	—	—	300	300	—	—	—	—
卸売業、小売業	400	600	—	—	0	—	400	600	—	—	—	—
金融業、保険業	94,902	95,755	78,467	77,973	13,317	15,357	2,800	2,100	317	325	—	—
不動産業	2,663	2,700	—	—	1,716	1,609	400	400	547	691	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	519	510	—	—	519	510	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1,396	1,494	—	—	—	—	1,396	1,494	—	—	—	—
個人	2,819	3,335	—	—	2,819	3,335	—	—	—	—	—	—
その他	1,200	992	438	426	370	370	—	—	392	196	—	—
業種別合計	109,602	111,490	78,906	78,399	18,742	21,182	10,696	10,694	1,258	1,213	—	—
1年以下	81,453	82,332	69,011	68,511	11,341	13,520	1,100	300	—	—	—	—
1年超5年以下	12,524	13,608	7,000	6,500	2,624	2,908	2,900	4,200	—	—	—	—
5年超10年以下	1,900	1,895	500	500	700	698	700	697	—	—	—	—
10年超	9,371	8,751	—	—	4,075	4,055	5,296	4,696	—	—	—	—
期間の定めのないもの	4,352	4,901	2,394	2,887	—	—	700	800	1,258	1,213	—	—
残存期間別合計	109,602	111,490	78,906	78,399	18,742	21,182	10,696	10,694	1,258	1,213	—	—

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、前払費用、未収収益、仮払金、有形・無形固定資産、未決済為替貸、上場投資信託等が含まれます。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. デリバティブ取引に係るエクスポージャーはありません。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当信用組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度										
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—											

- (注) 1. 当信用組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	1,628	—	1,668
10%	—	—	—	—
20%	92,412	—	93,858	—
35%	—	—	—	—
50%	4,400	526	4,700	541
75%	—	—	—	—
100%	4,149	5,083	3,901	5,320
150%	—	500	—	500
250%	—	900	—	1,000
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	100,962	8,639	102,459	9,030

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		408	408	—	—	—	—
(i) 外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
(ii) 我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
(iii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		10	10	—	—	—	—
(iv) 法人等向け		—	—	—	—	—	—
(v) 中小企業等・個人向け		—	—	—	—	—	—
(vi) 出資等		—	—	—	—	—	—
(vii) 上記以外		398	398	—	—	—	—
(viii) 3ヵ月以上延滞等		—	—	—	—	—	—

(注) 1.当信用組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,964	1,964	3,085	3,085
非上場株式等	286	286	286	286
合 計	2,250	2,250	3,371	3,371

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	707	1,872

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	28	29
売 却 損	24	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

経営内容

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,022	1,070	118	98
2	下方パラレルシフト	0	0	△7	10
3	スティープ化	719	786		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	141	127		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,022	1,070	118	98
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	当期末 3,679		前期末 3,556	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合計	—	—

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区分		令和4年度末		令和5年度末	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	16,066	233,568	14,132	265,332
	他の金融機関から	5,701	226,710	4,376	248,995
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

手数料一覧

(令和6年7月1日現在)

種類		料金	
振込	他行	電信扱 5万円未満	440 円
		電信扱 5万円以上	660 円
	文書扱	5万円未満	330 円
		5万円以上	440 円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭示料	550 円	
	通帳証書等再発行	— 円	
	カード再発行	1,100 円	
	証明書発行手数料	残高証明書 1通 その他証明書 1通	330 円
セブン銀行ATM手数料 (入出金1回につき) 利用可能時間:全日8時~21時まで	平日8時45分~18時まで	0 円	
	土曜日9時~14時まで	0 円	
	上記以外	110 円	

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

当信用組合の子会社

該当事項なし

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金

普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金等を取り扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込等を取り扱っております。

F. 外国為替業務

取り扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

I. 附帯業務

代理業務

全国信用協同組合連合会の代理貸付業務

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当信用組合は、証券会社、関係機関を主たる組合員とする証券業域信用組合であり、組合員に対する資金供給および証券従業員・投資者向けの、証券担保ローンや各種個人ローン、また福利厚生面での金融サービスを通じて地域(業域)社会の発展に貢献してまいります。

融資を通じた地域貢献

(1)貸出先数・金額

(単位:百万円)

	令和5年度上期		令和5年度下期	
	先	金額	先	金額
法人(証券会社等)に対する貸出先数・残高	39先	16,541	39先	17,847
個人(投資者等)に対する貸出先数・残高	356先	2,570	352先	3,335
合計	395先	19,112	391先	21,182

(2)当信用組合の融資商品の概要

当信用組合では、証券会社、証券関連会社、証券業界の役職員ならびに証券会社とお取引のある投資者の皆様の資金ニーズにお応えするため、以下のような融資商品をご用意しております。

商品名	融資条件等	
証券会社向け短期無担保融資	自己資本規制比率200%以上	融資金額:原則5億円以内 融資期間:原則1ヵ月以内
証券従業員向け福利厚生融資	証券会社および証券関連団体の従業員で、各社が従業員に対して融資している、あるいは将来融資する場合の福利厚生融資	融資金額:各社の厚生融資規程に準ずる 融資期間:同上
証券担保ローン	証券会社の顧客で組合員資格のある個人又は法人	融資金額:原則2億円以内 融資期間:2年以内
目的ローン	個人向け各種ローン	
	多目的ローン	融資金額:500万円以内 期間:10年以内
	リフォームローン	融資金額:500万円以内 期間:10年以内
	バリアフリーローン	融資金額:500万円以内 期間:10年以内
	フリーローン	融資金額:1,000万円以内 期間:10年以内
	自動車ローン	融資金額:1,000万円以内 期間:10年以内
	教育ローン	融資金額:1,000万円以内 期間:15年以内
カードローン	スマイル	証券役職員限定金利適用 300万円以内
	チャンスⅡ	教育カードローン 500万円以内
	ハッピー	一般投資家向け 800万円以内
ストックオプション融資	ストックオプションを付与された役員および従業員で組合員資格のある方	融資金額:ストックオプション権利付与範囲内とする 融資期間:原則1ヵ月以内

業域サービスの充実

(1)店舗・ATM等の設置数

店舗数 1 (本店:東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館3階)

(2)情報提供活動

平成16年4月からは当信用組合のホームページにも併せて開示しております。

(3)苦情相談窓口の設置

当信用組合では、お客様からのご要望等にお応えするため、苦情等相談窓口を設けているほか、専用のフリーダイヤルも設置しております。

苦情相談窓口専用フリーダイヤル

- 担当部署 総務人事部
- 相談窓口受付時間 午前9時～午後5時(土日・祝日および組合の休業日は除く)
- フリーダイヤル 0120-493-781(シンクミ-ナンバーワン)

文化的・社会的貢献に関する活動

当信用組合は、加盟する(一社)東京都信用組合協会を通じて「赤十字活動資金」「赤い羽根募金」の寄付に協力いたしました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当信用組合は、貸付けの条件の変更等やそれに関連した円滑な資金供給（新規の信用供与も含む）のお申込み・ご相談があった場合には、お客様の特性および事業の状況等を十分に把握したうえで、柔軟に対応するよう努めます。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

当信用組合では、証券会社、証券関連会社の皆様の資金ニーズにお応えするために、証券会社向け短期無担保融資ならびに証券会社向け及び証券関連会社向け証券担保融資等を主力商品として取り組んでおります。

地域の活性化に関する取組み状況

当信用組合は、証券会社、関係機関を主たる組合員とする証券業域信用組合であり、金融サービスを通じて地域（業域）社会の発展に貢献するために、組合員に対する資金供給および証券従業員・投資者向けの証券担保ローンや各種個人ローン等に取り組んでおります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- (1) 当信用組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、業務部融資課に貸付条件の変更に係る情報を集約し、審査委員会で貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録保存等いたします。
- (2) 業務部融資課において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等いたします。
- (3) 業務部融資課において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、特にお客様の利害が著しく阻害される恐れがある事案等については、速やかに問題の解決、再発防止に努めてまいります。

店舗一覧

店名	住所	電話
本店	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館3階	03-3669-0381

地区一覧

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ……………2	30. その他業務収益の内訳……………9	58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*…13
【概況・組織】	31. 経費の内訳……………7	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
1. 事業方針……………2	32. 総資産経常利益率*……………9	(2) 危険債権
2. 事業の組織*……………2	33. 総資産当期純利益率*……………9	(3) 三月以上延滞債権
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*…2	【預金に関する指標】	(4) 貸出条件緩和債権
4. 店舗一覧(事務所名称・所在地)*…………23	34. 預金種目別平均残高*……………11	(5) 正常債権
5. 自動機器設置状況……………取扱いなし	35. 預金者別預金残高……………11	59. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細)*…8
6. 地区一覧……………23	36. 財形貯蓄残高……………11	60. 有価証券、金銭の信託等の評価*…………10.11
7. 組合員数……………2	37. 職員1人当り預金残高……………9	61. 外貨建資産残高……………21
8. 子会社の状況……………21	38. 1店舗当り預金残高……………9	62. オフバランス取引の状況……………取扱いなし
【主要事業内容】	39. 定期預金種類別残高*……………11	63. 先物取引の時価情報……………取扱いなし
9. 主要な事業の内容*……………21	【貸出金等に関する指標】	64. オプション取引の時価情報……………取扱いなし
10. 信用組合の代理業者*……………取扱いなし	40. 貸出金種類別平均残高*……………11	65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*…………12
【業務に関する事項】	41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*…12	66. 貸出金償却額*……………12
11. 事業の概況*……………2	42. 貸出金利区分別残高*……………12	67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**…3
12. 経常収益*……………9	43. 貸出金使途別残高*……………12	68. 会計監査人による監査*……………3
13. 業務純益等*……………7	44. 貸出金業種別残高・構成比*……………12	【その他の業務】
14. 経常利益*……………9	45. 預貸率(期末・期中平均)*……………9	69. 内国為替取扱実績……………21
15. 当期純利益*……………9	46. 消費者ローン・住宅ローン残高……………12	70. 外国為替取扱実績……………21
16. 出資総額、出資総口数*……………9	47. 代理貸付残高の内訳……………21	71. 公共債窓販実績……………21
17. 純資産額*……………9	48. 職員1人当り貸出金残高……………9	72. 公共債引受額……………21
18. 総資産額*……………9	49. 1店舗当り貸出金残高……………9	73. 手数料一覧……………21
19. 預金積金残高*……………9	【有価証券に関する指標】	【その他】
20. 貸出金残高*……………9	50. 商品有価証券の種類別平均残高*……………取扱いなし	74. 当信用組合の考え方……………2
21. 有価証券残高*……………9	51. 有価証券の種類別平均残高*……………11	75. 沿革・歩み……………2
22. 単体自己資本比率*……………9	52. 有価証券種類別残存期間別残高*……………12	76. 継続企業の前提の重要な疑義*……………該当なし
23. 出資配当金*……………9	53. 預証率(期末・期中平均)*……………9	77. 総代会について**……………3
24. 職員数*……………9	【経営管理体制に関する事項】	78. 東京証券信用組合のお客様本位の業務運営についての基本方針…3
【主要業務に関する指標】	54. 法令遵守の体制*……………13	79. 報酬体系について**……………14
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*……………7	55. リスク管理体制*……………15.16.17	【地域貢献に関する事項】
26. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支*…7	資料編……………18.19.20.21	80. 地域貢献**……………22
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*…9	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*…15	81. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*…23
28. 受取利息、支払利息の増減*……………7	【財産の状況】	
29. 役員取引の状況……………7	57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書*…4.5.6.7	

短期無担保融資

- 対象 組合員である証券会社
- 金額 原則5億円以内

証券担保ローン

- 対象 証券会社のお客様で組合員資格のある個人又は法人
- 金額 原則2億円以内

ストックオプション融資

- 対象 スtockオプションを付与された役員及び従業員で組合員資格のある方
- 金額 スtockオプション権利付与範囲内

証券従業員福利厚生融資

各社が従業員に対し現に融資している、あるいは将来融資する場合の福利厚生融資(住宅ローン等)を当組合が肩代わり(アウトソーシング)する制度。

- 対象 証券会社及び証券関連団体
- 金額・対象 各社の社内規程(厚生融資規程等)に準ずる。

目的ローン

- 多目的ローン ご融資額 500万円以内 期間10年以内
- リフォームローン ご融資額 500万円以内 期間10年以内
- バリアフリーローン ご融資額 500万円以内 期間10年以内
- フリーローン ご融資額 1,000万円以内 期間10年以内
- 自動車ローン ご融資額 1,000万円以内 期間10年以内
- 教育ローン ご融資額 1,000万円以内 期間15年以内
- 証券役員限定フリーローン ご融資額 500万円以内 期間10年以内

カードローン

- スマイル 証券従業員限定 300万円以内
- チャンスII 教育カードローン 500万円以内
- ハッピー 投資者向け 800万円以内

為替

- 内国為替 全国どここの金融機関へも安全・確実・迅速にお振込みいたします。

一部公共料金の受入及び証券界関連の各種金銭受払事務の代行

東京証券取引所、日本証券業協会東京地区協会、東京証券業健康保険組合ほか多数の証券諸団体の各種金銭受払事務を代行しております。

東京証券信用組合

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館3階

TEL : 03-3669-0381 FAX : 03-3669-0387 URL : <https://www.tokyosyoken.shinkumi.jp>